

特定建築物維持管理権原者等の届出に関する留意点等

1 届出者について

特定建築物についての届出は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）第5条の規定により、特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）とされています。

※以前の届出が、上記の者以外からされていた場合は、別紙様式の変更事項欄により変更してください。（届出者は、特定建築物所有者等となります。）

2 届出者の押印について

以下の場合には押印を省略できるものとします。

- (1) 届出者が、個人であり届出者欄に自署している場合
- (2) 届出者が、所有者かつ維持管理権原者であり、他に変更がない場合

3 特定建築物維持管理権原が複数の場合の届出について

特定建築物の維持管理権原者が複数の場合で書ききれない場合は、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙により維持管理権原者を届出るものとします。

その際には、各々の管理エリアを明確に示すこと。

4 関連通知について

届出にあたっては、次の関連通知を参考にしてください。

掲載ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/biru-eisei/>

- ・特定建築物の維持管理について権原を有する者の解釈等について
平成 21 年 12 月 18 日付け健発 1218 第 2 号厚生労働省健康局長通知
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について
平成 22 年 7 月 27 日付け健発 0727 第 1 号厚生労働省健康局長通知
- ・事務連絡
平成 22 年 7 月 27 日付け厚生労働省健康局生活衛生課
- ・事務連絡
平成 22 年 10 月 1 日付け厚生労働省健康局生活衛生課